

# 脱落者の視角からメリトクラシーを問い直す

—メリトクラシーはいかにして排除の仕組みを醸成してきたのか—

バリアフリー教育開発研究センター 二羽 泰子

Re-examining The Meritocracy from The Perspective of The Failed  
: How The Meritocracy Foster A System of Exclusion

Yasuko FUTABA

This paper is to re-examine the meritocracy in Japanese education from the perspective of the disabled, to reposition the failure of the disabled in education as the construction of the meritocratic system embedded in Japanese education. In perspectives of functional, conflict, interpretive, constructive, dilemmatic, and reflexive theories of meritocracy, this study analyzes how special education in Japan has been constructed in response to the needs of meritocratic education. It found that several turning points in the history of special education, which appears in many previous studies as the accomplishments of stakeholders of special education, were in fact by-products of meritocracy. Following the reflexive response of meritocracy in recent years, more and more pupils are labeled as failures of the selection system, and special education became the subordinate to accept those who failed from the significant competition under the meritocratic system. As a result, Not only does meritocracy force to situate persons with disabilities underclass, but it creates more disabilities to send them to special education as failures. In fact, the meritocratic system continues to create new targets to be labeled as failures, as well as to widen the gap between failed losers and successful winners.

## 目次

- 1章 問題設定
- 2章 メリトクラシーにおける障害児教育の分析の視点
  - A 機能理論
  - B 葛藤理論
  - C 解釈理論
  - D 能力の選抜システム構成論と増幅効果論
  - E メリトクラシーのジレンマ
  - F 新たな能力とメリトクラシーの再帰性の高まり
- 3章 メリトクラシー社会における戦後の障害児教育
  - A 全員「平等」な教育加熱と、就学猶予・免除という冷却
  - B 冷却から再加熱へ
  - C 冷却システムとしての養護学校義務化の限界
  - D メリトクラシーの脱落者の受け皿としての障害児教育
- 4章 メリトクラシーの再帰性の高まりと障害児教育の役割の拡大
  - A 能力に見合った冷却システムへの位置づけ
  - B 新たな脱落者の冷却の受け皿
  - C 新たな脱落者の再加熱に伴う幻想

## 5章 結論と考察

注  
参考文献

## 1章 問題設定

日本の教育社会学において障害に関わる問題は、単に周辺化されてきたのみならず、主流の議論とは異なる枠組みの中で議論されてきた。確かに、近年の研究において障害に言及されることが増加してきていることは否めない（堀家 2010, 倉石 2012, 酒井 2015等）。だが、それらの研究は障害児の就学猶予・免除や養護学校義務制化・「障害者の権利に関する条約」などの障害児教育をめぐる特定の制度が、障害児の教育に与えた影響について触れるにとどまっており、障害児の問題を主流の教育社会学の研究の中に位置づけてはいないのである。

それはある意味で至極当然のことかもしれない。なぜなら、日本における主流の教育社会学の多くが、欧米から輸入したメリトクラティックな社会や、学歴と収入に基づいた社会階層を中心として展開されてきた

からである。メリトクラティックな社会は、能力主義社会と言い換えることができるが（中村 2018）、そこには「生まれつきの能力に見合った教育機会」という意味合いが含まれており（Goldthorpe 1996, p.255）、生まれつき能力がない者への教育機会は保障されないことがある意味で正当化されている。「能力」を、IQ や学力テストのような社会化の成果で測るにせよ、学歴や資格といった選抜の結果で測るにせよ、障害（心身機能の欠陥）を理由に通常の選抜や社会化の機会を逸してきた障害児は、メリトクラシーの選抜過程においてその存在自体が完全に捨棄されてきたのである。

一方、メリトクラシーに批判的な葛藤主義論者は、生得的な属性が業績に影響すると主張し（Bourdieu and Passeron 1970）、生まれつきの属性の格差による不平等が常に影響していることを指摘してきた。心身機能の障害は、生まれつきであれ後から獲得されるものであれ、個人の努力や選択によって変えられるものではないため、その差異は属性的なものに近い。その意味で、障害者を社会階層による不平等の一つの形態として議論する余地は残されているかもしれない。

だが少なくとも、日本の教育社会学において社会階層を規定する属性として想定されているのは、再生産されやすい世帯の経済資本や親の学歴等の話である。一方障害は多くの場合、親の属性に関わらず発現すると考えられている。その意味で属性に伴う不平等や格差の解消という社会階級・階層論の視座は、障害者の置かれた不平等の解決に示唆を与える議論にはなり得なかったのである。

このように、教育においてメリトクラシーが想定されている限り、障害児の教育における不平等な状況が改善するとは考えにくい。それに関わらず、メリトクラティックな社会において障害児がどのような位置に置かれてきたのかという研究がなされてこなかったことは、単に障害領域の研究が周辺化されてきたことよりもずっと重大である。なぜなら、障害児の排除や不平等が、あくまで障害児周辺の特異な政策や文化によって作られたと解釈され、主流の教育の議論とは切り離すべき問題のように表象されかねないからである。障害の領域特有の制度・文化の議論の中で不平等を明らかにしておいて、実はそれは主流の学校教育や社会が作り出しているといくら主張したとしても、そこに説得力は生まれにくい。したがって、教育社会学における障害児のさらなる周辺化を食い止めるためには、教育社会学において主流であるメリトクラシーのような研究に、障害児の教育を位置づけなおすことに

よって、メリトクラシーが、教育における障害児の排除にいかに加担してきたのかを示す必要があるのである。

本稿は、障害児の教育をめぐる歴史的な流れを、日本の教育をめぐるメリトクラシーの議論の枠組みで再検討することにより、日本の教育におけるマクロなメリトクラティックシステムが、障害児をめぐる教育といかに関わっているのかを明らかにすることを目指している。そのことはすなわち、教育をめぐる障害児の不平等問題が、教育社会学におけるメリトクラシーの趨勢と切り離せないものであることを明らかにすることでもある。最終的には、教育における障害児の不平等問題が、メリトクラシーの議論から周辺化され、マイノリティ特有の問題として議論されるかぎり、教育における障害児の問題が解決に向かうことはないことを示唆していく。

## 2章 メリトクラシーにおける障害児教育の分析の視点

本章では、メリトクラシーの解釈についてレビューしながら、障害児教育との関係性を検討する。まず、竹内（1995）が指摘したメリトクラシーの分析視角である、機能理論、葛藤理論、解釈理論、選抜システムによる能力構成論およびメリトクラシーのジレンマについてレビューする。次に、現代日本のメリトクラシーの再帰性の議論を取り上げ、次章以降の分析の視点とする。

### A 機能理論

メリトクラシーの最も伝統的な視角は機能理論である。従来のように属性的な社会階級・階層によって社会的地位が上昇するのは異なり、「能力」を指標とした選抜では、個人の「能力」によって社会的地位が決まる。したがって、選抜の機会が平等に保障されることによって、社会移動が促進され、属性による不平等を打破できるとする考え方である。機能理論において想定されたメリトクラティックな社会は、上位層における人材の要請と完全雇用の中では少なくとも適切に機能していた（竹内 1995）。

一方障害との関係で見れば、機能理論が選抜において用いてきたIQやテストの成績等の「能力」は、知的なインペアメント（心身機能の欠陥としての障害）のある者にとっては乗り越えがたいものである。選抜の機会がたとえ保障されたとしても、上述のような

「能力」による選抜は、当事者個人の努力や選択とは無関係に、知的障害児を低階層もしくはアウトカーストに位置づけることを決定的にしている。なぜなら知的なインペアメントを診断される際の「能力」と、機能理論が問題にしている「能力」がほぼ同一だからである。したがって、教育や社会的地位の決定における能力主義のシステムや「能力」の中身が見直されなにかぎり、知的障害者が上昇移動する見込みはないのである。

では知的以外のインペアメントのある者にとってはどうかといえば、現実的にはやはり選抜の中で上昇移動することは非常に困難である。知的なインペアメントのある者とは異なり、インペアメントと診断された指標が、直接的に選抜における「能力」と重なることは比較的少ないかもしれない。だが、いわゆるディスアビリティ<sup>1)</sup>という障害(社会的障壁)によって、選抜に参加する機会や、選抜において十分に「能力」を發揮できる環境が保障されていない。機能的・効率的な「能力」主義システムを想定する機能理論においては、機会の形式的な平等が保障されている環境において「能力」が發揮できない者の問題は、社会の側ではなくあくまで個人の側にあると解釈される。したがって、障害者への合理的配慮や公正に基づく社会変革は極めて逆機能的なものと理解されるのである。

## B 葛藤理論

上位層の人材が飽和状態となり、完全雇用制が崩れてくると、従来の属性による社会階級・階層の影響が顕著になってくる。葛藤理論は、メリトクラシーによる選抜過程は個人の「能力」による平等な選抜だとする機能理論を批判し、その選抜過程に属性による不平等が埋め込まれていることを指摘した。生まれつきであれ後から獲得されるものであれ、インペアメントは個人の努力や選択によって変えられるものではないため、その差異を属性的なものか業績的のものかに分類するなら、当然属性的なものということになる。つまり、葛藤理論の登場によって、障害を社会階層がもたらす不平等として問い直していく可能性が出てきたのである。

だが一方で、葛藤理論が問題にしてきたのは、生まれついた家庭の階層が作用し、結果的に支配的階層に有利な選抜が行われることである。社会階層研究においては、インペアメントが指標として用いられることはまずないだろう。葛藤理論が批判しているのは、能力主義そのものではなく、能力主義に見せかけた社会

階級・階層属性の台頭だからである。したがって葛藤理論においても、「能力」を發揮するうえで直接的に問題となる障害者は、最初から考慮されていないのである。

それでは、能力主義の選抜において、インペアメントよりも、機会の不平等としてのディスアビリティの方が問題となりやすい障害者ならどうだろうか。不平等を作り出す社会構造を問題にしている葛藤理論であれば、社会によって構築されるディスアビリティの問題は無視できないのではないだろうか。だが、ディスアビリティの問題が大きい障害者についても、中心的な問題として論じられることは期待できないだろう。なぜなら、葛藤理論のベースは社会階級であり、支配層と被支配層の格差は、資本主義経済に埋め込まれた資本家階級と労働者階級の対立軸において論じられてきたためである。社会階級理論を広義にとらえ、社会階層として論じるなら、広義の階層の中に障害者の問題を含めることは確かに可能である。実際、イギリス障害学において主張されてきた障害の社会モデルの考え方は、社会階級理論の影響を受けているといわれている(Goodley 2017)。しかしそれはあくまで、障害学という周辺化された狭い研究領域の中で論じられているにすぎず、社会階層の非支配層の中でもマイノリティ化されやすい障害者の問題が、葛藤理論において焦点化されることは、やはり極めて稀だと言わざるを得ない。

## C 解釈理論

機能理論や葛藤理論が主に対象としてきたのは、選抜のあり方であり、教育や訓練の内容といった社会化の問題に関心が向けられることは極めて限定的であった。そこで、いわばブラックボックス化していた学校内部の相互作用を明らかにしようとしたのが解釈理論である。解釈理論においては、学校で行われる教育が、機能理論が想定する選抜過程や社会化に即して機能しているのか、あるいは葛藤理論の主張するように社会階層が持ち込まれているのか、はたまた独自の学校文化を形成しているのかについて、学校内部のミクロな相互作用に着目して分析してきた(竹内 1995)。その中にはもちろん、就学している障害者が分析対象となった研究も多く存在する(澤田 2002, 鶴田 2007等)。しかしながら、解釈理論が明らかにする学校内部の実態と、機能理論や葛藤理論が対象とするマクロな社会システムの問題とが結びつけられることは稀である。したがって解釈理論によって明らかにされた障害のあ

るとされる者の不平等の問題も、あくまで学校内部の個別の事象としてしか表象されてこなかった。

また、そもそも社会化の内容や場が通常と異なる障害者が、選抜過程や社会化プロセスの研究において描かれることは稀である。特に知的障害や重度の身体障害があるとされる者たちは、選抜から排除されてきたのみならず、社会化の場も分離されることがほとんどである。そのため、通常のシステムとの接点が見いだしにくく、マクロな社会システムにおける不平等性を明らかにすることは困難だといえる。

#### D 能力の選抜システム構成論と増幅効果論

次に竹内が挙げているのは、選抜システムに照準を定めた理論である、能力の選抜システム構成論と増幅効果論である。Rosenbaum (1976) の研究は、教育における選抜システムが、初期に成功した者のみが次の選抜に進むことができるという、トーナメント方式であることを明らかにし、初期の成功や失敗が後々まで増幅して影響を及ぼす「増幅効果論」を見いだした。障害児で言うなら、教育のトーナメント戦という同じ土俵に立つ切符さえももらえずに在宅で数時間の訪問教育を受ける者や、入学前の健康診断など、最も初期の段階で予選落ちし、障害児学校・学級<sup>2)</sup> という下位のトーナメント戦へと誘導される者や、入学直後の初戦で棄権を促され、下位のトーナメント戦の障害児学級に移る者などは、初期の失敗によってトーナメントの本戦に参加できない脱落者たちであるといえる。Rosenbaum のトーナメント方式が示すのは、いったん脱落した者は、その後の業績に何らかの変化が生じたとしても、主流のトーナメントに参加する機会を得ることが困難だということである。さらに、Rosenbaum は脱落が確定した時点で、進路選択の幅が制限され、後々の就労に至るまで増幅的に影響を及ぼすことを示唆している。つまり障害児は、「障害児」というラベルを貼られた時点で、葛藤理論が議論したような属性に伴う機会の不平等と共に、選抜システムからの脱落により増幅された不平等にもさらされることになるのである。

また Rosenbaum の理論は、機能主義理論や葛藤理論によって前提とされてきた「能力」というものが、決して一定ではなく、選抜システムに埋め込まれ、社会的に構成されるものであることを明らかにした。この解釈を援用するなら、教育において障害があると認識された者の「障害」は、個人の能力の欠如としてのインペアメントではなく、社会がつくり出したディスア

ビリティだと言えそうである。

いずれにしても機能主義理論や葛藤理論の研究と総合して考えるなら、メリトクラシーにおける「能力」は、教育によって達成される業績のみならず、階級(属性)文化や選抜システムによって構成されていることになる。この3種の「能力」のどれをとっても不利な立場に置かれている障害児は、「障害児」だとされた時点で、必然的に不平等のピラミッドの底辺に置かれることが決まってしまうのである。

#### E メリトクラシーのジレンマ

竹内が最後に指摘したのは、メリトクラシーのジレンマである。メリトクラティックなシステムは、多くの人たちを加熱させ参加させることによって、その中の成功や失敗を個人に帰属させる仕組みである。メリトクラシーによる加熱が成功すれば、選抜システムからの脱落は自己責任とされ、後々までその失敗の影響が増幅されるために、脱落者の不満は高まる。一方、メリトクラティックな選抜では大半の者が脱落者になるため、脱落者の不満が集合的に作用すれば、それは選抜システムの脅威になりうる。したがってメリトクラティックな選抜システムがそのシステムを継続するためには、強力な加熱と共に、脱落者が従属的な役割に落ち着くための仕組みが不可欠となる。

以上がジレンマに伴って発動される冷却や再加熱の仕組みである。メリトクラティックな選抜は、成功者を選抜する過程としての加熱と共に、脱落者への冷却や再加熱という仕組みを同時に作動させることによって、その存在を継続させてきた。先に見たように、障害児はこの脱落者の方に位置することを踏まえれば、障害児が主流の教育のトーナメントから排除された後にたどる過程は、メリトクラシーのジレンマに基づいて生じる冷却や再加熱を体現したものだと考えられる。

#### F 新たな能力とメリトクラシーの再帰性の高まり

最後に近年の日本におけるメリトクラシーの議論に触れておきたい。上述のように、メリトクラシーのジレンマや不平等が以前より指摘されているにも関わらず、近年の教育においてメリトクラシーはより強固になっていると言われている(本田 2005)。メリトクラシーのジレンマは、メリトクラティックなシステムを再帰的なものとして成立させており、近年はその再帰性が高まっているためである(中村 2018)。結果として近年、新たな能力といわれる多様な「能力」の必要

性が議論されている（本田 2005, 中村 2018）。

メリトクラシーにおける「能力」の中身に変化が生じれば、インペアメント＝「能力」の欠如と見なされてきた障害児の位置も変化する可能性が出てきたと言っている。また、メリトクラシーの再帰性が高まっているのであれば、新たな「能力」をめぐる選抜システムという名のトーナメント戦の敗者が生じているはずであり、新しい敗者のための冷却・再加熱システムが立ち上がっていると想像できる。果たして障害児は、このような近年のメリトクラシーの再帰性の高まりの中で、どのような位置に置かれているのであろうか。

次章では、戦後の日本の障害児教育をめぐる出来事を、本章で見てきた分析の視点から解釈することを通じて、主流の教育社会学におけるメリトクラシーの議論における障害教育児の位置を明らかにしていく。

### 3章 メリトクラシー社会における戦後の障害児教育

本章では、戦後の日本における障害児教育の転換点を一気に振り返っていく。

#### A 全員「平等」な教育加熱と、就学猶予・免除という冷却

まず、日本国憲法第二十六条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めている。もし「すべて国民は」の中に、障害があるとされる国民も含まれるとすれば、戦後に成立した新憲法によって障害児は、教育というメリトクラティックな選抜トーナメントへの切符を手にしたことになる。明治期に成立していた就学猶予・免除規定によって、普遍的公教育から排除されてきた障害児の教育の機会が初めて保障されたとすれば、それは平等なメリトクラシー社会への参加に向けての加熱の予感だったといえよう。

ところが、同時期に成立した「学校教育法」第二十三条（現行規定の十八条に相当）は、「前条の規定によつて、保護者が就学させなければならない子女で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、監督庁の定める規程により、前条第一項に規定する〔就学〕義務を猶予又は免除することができる」（〔〕は筆者補足）と規定した。そのため、在学が困難とされた重度障害児は、加熱の予感もむなしく、機会の平等を前提としているはずのメリトクラ

ティックなシステムから排除されることとなったのである。すなわち重度の障害児は、機能理論において目指されてきた、平等な「能力」ベースのトーナメント戦において、招かれざる存在だったのである。

さらに追い打ちをかけたのは、選抜から障害児を排除するにあたって、不平等を想起させるような否定的な表現は用いられず、就学猶予・免除という巧みな表現が用いられたことである。障害児の保護者の側が猶予・免除の申請を行う必要のあるこの制度では、申請手続きのプロセスを通じて、選抜からの排除という汚名の責任は、障害児とその保護者個人に転嫁される。つまり、メリトクラティックなシステムは、機会の平等の欠陥という自らの失敗によって、不就学障害児という相対的に剥奪された社会集団をつくり出してしまったことを隠蔽し、それがあたかも障害児とその保護者が自ら選択したことであるかのごとく標榜してきたのである。

#### B 冷却から再加熱へ

障害児をめぐる教育において大きな転換点となったのは、1979年の養護学校義務制化である。この制度転換によって、就学猶予・免除申請をする者は激減し、ほぼすべての障害児が、正式な教育機関として認可された障害児のための学校に就学することになった。多くの研究者が、この養護学校の義務制化を機に、障害児の学校からの排除の問題はほぼ解決したと論じている（荒川 2003, 酒井 2015等）。

だが、「学校教育法」において同等の就学猶予・免除規定が現存しているという矛盾を見れば、養護学校義務制化の成立は決して、重度障害児の排除という教育機会の不平等が認知された成果ではないのではないかという疑念が出てくる。1970年代というのは、障害児の就学機会の平等を求めた社会運動が多発していた時期である（山下 1986）。メリトクラティックなシステムは、全員に機会が保障されている中で選抜されているという認識を、人々に植え付け加熱していかなければ成立しない。もし、不就学障害児という特定の社会的カテゴリーが、教育機会の平等を剥奪されているという社会認識が芽生えれば、たちまちメリトクラティックなシステムは危機に陥るだろう。

そこで、教育機会の平等を求める声が加熱してしまつた障害児教育をめぐる不満を穏便に冷却していくために、養護学校の義務制化が必要だったと解釈してみると、障害児の教育の新たな側面が浮き彫りになってくる。これまで不就学状態に置かれてきた重度障害

児が、下位層ではあれ、改めて選抜システムのトーナメントへの参加を許されたとなれば、制度や社会に向けられていた不満が和らいだはずである。

### C 冷却システムとしての養護学校義務化の限界

だが実際には不就学となっていた障害児は、たとえ養護学校の義務制化が施行されたとしても、遠距離の養護学校に通学することは困難な場合がほとんどであった。そのため、書類上は養護学校に籍を置いていても、実際は在宅で週に数時間の教員の訪問を受けるのみであったり、通学困難な重度障害児入所施設を養護学校に改変することで、生活の場を学習の場として再定義されたりといった形式的就学にとどまっていたのである(高向 1984, 全国訪問教育研究会 2010等)。とはいえ、学校への就学を諦めていた不就学障害児やその保護者にとっては、そのような不平等な待遇であっても、以前よりは改善されたことで、高まっていた不満は減少した。かくして、養護学校在籍による機会の不平等の隠蔽は成功し、養護学校の義務制は格好の冷却の仕組みとして着実に作用したのである。

盲・ろう・養護学校は通常の選抜システムとは切り離されていたとはいえ、障害の種類や程度に応じた、メリトクラティックな選抜システムとして作用していたことは言うまでもない。だが、その選抜システムを勝ち抜いたとしても、一度下位の選抜システムに位置付けられた障害児が、改めて通常の選抜に参加する道はほぼ閉ざされていた。障害があるとされた子どもの就学先決定の仕組みに関して定めている「学校教育施行令」は、2002年に例外規定(受け入れ施設の設備が十分整っている場合などに限って、就学先を障害児学校から別の就学先に変更できるとした規定)が設けられるまで、一定程度の障害のある者は例外なく障害児学校に就学することと定めていたのである。この施行令の規則は、個人の努力や業績とは無関係に、障害児が選抜システムに参加する機会を剥奪していたにほかならない。また、後に設けられた例外規定において、例外の対象となる条件を、受け入れ施設の整備状況としたことは、通常の選抜に障害児が参加できない理由が、障害児の能力とは無関係な環境の問題であることを如実に示している。

このような状況が変わることなく20年以上続いたことで、盲・ろう・養護学校の就学対象となった障害児の不満は再び高まり、通常学級への就学を要求する運動へとつながっていった。その結果、通常学級における障害児の統合教育の広がり、障害児教育諸学

校・諸学級の在籍者の1980年以降の減少は文部省も無視できないレベルとなった。障害児学級在籍者は1980年に113,200人であったものが1990年には77,146人に減少した。また、障害児学校については、1980年に68,619人であったのが、1990年には54,684人に減少している。1972年の文部省の推計によれば、特殊教育措置(下位の障害児選抜システムへの移行)が必要とされる児童・生徒は全体の3.69%であった。だが実際に措置が適用されていた児童・生徒は全体の0.91%にすぎなかった(文部統計要覧 1990)。すなわち、通常の選抜システムにおいて対象外の障害児の4分の3は通常学級で学んでいるとみられたのである。そこで、通常学級に在籍したまま支援を提供する通級指導教室(通級)の研究が1990年から開始された(荒川 2003)。

このような、通常の選抜システムの選抜を狂わせるような現象は、メリトクラティックな選抜システムにとって危機的な状況であると言わざるを得ない。この後、どのように選抜システムの危機を脱し、メリトクラシーを継続させたのかは次章で見ていくことにして、その前に本章で見てきた一連の過程について、他の先行研究と比較しながら次節で整理していきたい。

### D メリトクラシーの脱落者の受け皿としての障害児教育

倉石(2012, p.111)は、戦後の障害児教育制度の変遷に伴う障害児の位置を決定してきたものとして、排除を前提とする包摂という「排除と包摂の入れ子構造」が作動したと説明している。では、なぜ障害児の教育は、排除をする前提で包摂するといったような、込み入った過程をたどる必要があったのだろうか。

その答えは、障害児の教育をめぐる政策動向のみを注視していてもなかなか見えてこない。なぜなら、障害児の教育が一見特殊なシステムだとしても、マクロな社会の上では、通常のメリトクラティックなシステムから切り離せない関係にあるためである。障害児の教育をめぐるシステムを理解するためには、主流のメリトクラティックな選抜システムとの関係性を把握することが必要なのである。

これまでの先行研究では、養護学校の義務制化という障害児の教育権の獲得につながったのは、不就学状態に置かれてきた障害児の状況を改善すべく、障害児教育の専門家等が中心となって政府に働きかけたためだという説明がなされてきた(荒川 2003等)。だが教育システムのようなマクロなシステムは、障害児のようなマイノリティのための権利の要求が高まったとい

うだけで、その権利保障のために注力するほど単純な仕組みに規定されているとは考えにくい。もちろんそれが要因の一つにあることを否定するつもりはないし、そうした視点が間違っていると言いたいのでもない。ただ、障害児の問題を考える時に、障害児をめぐる動向だけを見た場合には、社会における他のシステムとの関係性の中で生じる相互作用を必ず見落としてしまうということなのである。

それは逆もしかりであり、健常児の通常のシステムの動向のみを注視した場合、そのシステムから脱落した者たちをいかなる道程へと導いているのか、脱落者の受け皿となるシステムとの関係性はどうかになっているのかといったことはなおざりにされる。したがって、選抜システムの危機やその陰で密かに進んでいる様々なリスクは、それが通常のシステムに多大な影響をもたらすまで放置されることになる。したがって、可視化されやすい支配的なシステムを研究するにしても、付随するシステムや関係性に着目した際に得られる第三の視点は有用だといえるのである。

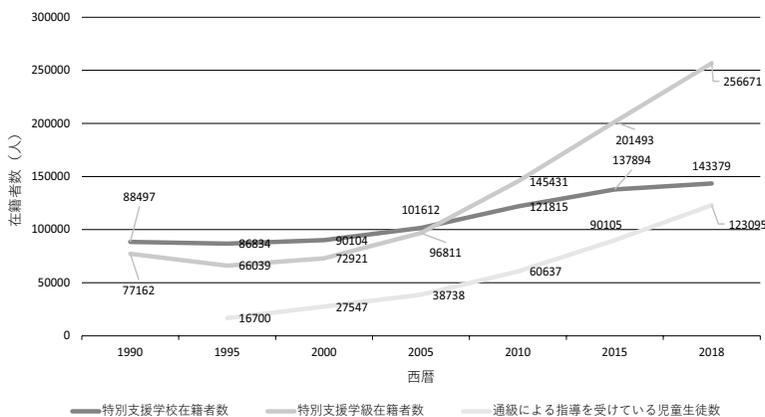
次章では、1990年代以降現在に至るまでの動向について分析していく。

#### 4章 メリトクラシーの再帰性の高まりと障害児教育の役割の拡大

##### A 能力に見合った冷却システムへの位置づけ

前章で見たように90年代に入ると、脱落させたはずの障害児が、通常の選抜システムに流入する自体が発生していた。90年代といえば、1991年からの第1次不況の影響で、メリトクラティックなシステムが、社会的地位の配分においても大きなダメージを受け始めた時期である。過剰に加熱してしまった人々を冷却し、穏便にメリトクラティックなシステムのジレンマに伴う不平等を隠蔽するためには、通常のシステムへの障害児の流入を食い止める手段を編み出す必要があった。

3章のC節では、通常の学級に在籍する障害児への対処として通級の仕組みを研究し始めたことを示したが、通級にはもう一つの意味合いがあったと考えられる。それは、通常の選抜システムに想定外に入り込んでいる障害児を冷却するために、障害児教育という下位のシステムへの新たな経路を設定することである。なぜなら、当時の選抜システムにおいて法令上で定められた障害児は、必ず盲・ろう・養護学校に配置されることになっており、トーナメント本戦である通常の学級では、その選抜に対処する手段を持ち合わせていなかったからである。通級は、市町村単位で設置することで、同じ自治体内の通常学級席の者全員に適用することが可能である。1993年に制度化された通級が、



出典：文部科学省「子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり」(2015) および「特別支援教育資料平成30年度」より筆者が作成

図1 障害児学校・障害児学級・通級在籍者数の推移

そのような過剰に加熱した障害児の冷却の場として設定されたと考えると、その後の障害児教育の対象者の増加も説明できる。

かくして、通級開始から数年で、障害児教育の対象者の増加が顕著となった。通級の対象者は通常の学級に在籍する者に限定されており、障害児諸学級・諸学校に在籍している者は対象とならない。通常の学級で学びたいという運動に応じて設置したとされる通級であるが、結果的には、通級の対象者の増加に呼応するようにして、一時減少していた障害児学級・学校対象者が増加していったのである(図1)。つまり、ある意味で障害児の包摂と見られてきた通級という政策は、通常の学級に在籍しながら支援も受けられるという、一見理想的な制度を介在させようとして、障害児教育学級・学校に誘導していくという、巧妙な新冷却システムだったのである。

## B 新たな脱落者の冷却の受け皿

通級の導入と並行して、本格的な新冷却システムの導入準備が着々と進められていた。1992年に「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」が設けられると、1998年の「教育課程審議会答申」には学習障害児への対応が明記されるに至っている。さらに、大南教授を代表とする調査研究会が、LDやADHDなどの発見のための質問項目を作成し、小・中学校の教員の回答をもとに、通常学級の6.3パーセントの子どもに障害が疑われるとの結論を導き出した。その数値が、特別支援教育制度への変更や発達障害者への支援という緊急な対応が必要だという政策の根拠にもなった(宮崎 2004)。このように、障害児教育の転換点として論じられてきた特別支援教育の導入と並行して、新たな障害が積極的に見いだされていったのである。

ではなぜこの時期に、教育において新たな障害が導入される必要があったのだろうか。メリトクラティックなシステムに最初からそぐわないと認識されたインペアメントのある者たちは、初期の段階で振り分けられていたため、通常システムとその下位に位置する障害児のシステム間の移動は、最小限にとどめられていたはずである。そして、通常システムに流入していた障害児の冷却のために通級が導入されたことで、従来の障害児の冷却問題は解決したはずではなかったのか。

だが、特別支援教育への制度変更のターゲットは、従来の障害者ではなく、あくまで新たな障害児だっ

た。通常の学級に在籍すると見られた6.3%の新たな障害児というのはつまり、以前は健常児だった者である。その子供たちに、障害児というラベルを新たに付与したことの意味を考えると、6.3%の者たちはメリトクラシーの脱落者なのである。脱落者を通常の選抜システムの中に放置しておけば、さらなる高学歴化の一般化が進み、不景気を皮切りに厳しさを増していた雇用の配分は機能しない。したがって早期に、脱落者を別のシステムに移動させ、冷却や再加熱を進めていく必要があったのである。

このように新たな障害が見いだされていった時期は、ちょうど新たな多様な能力(本田 2005, 中村 2018)が主張された時代とも重なっている。すなわち、メリトクラシーの再帰性の高まりに伴い、新たな多様な能力という概念が教育のメリトクラティックな選抜システムに導入されたことにより、これまでの「能力」においては成功者だった者が脱落者として創出された。その脱落者を冷却する場として選ばれたのが特別支援教育だったのである。新たな多様な能力の欠如という新しいインペアメント(障害)を作り出し、その障害に対応するプログラムを用意することによって、選抜システムから脱落した者に、脱落した要因が自己の「障害」の責任であったことを納得させる。そのように穏便に冷却したうえで、下位の選抜システムに送り込んでいく新経路を見出したのである。全国LD親の会(2019)の会員へのアンケート調査によれば、2008年の調査時には中学卒業時に通常学級にのみ在籍する者が65%、通常学級にしながら通級を利用する者が13%、計78%だったのが、2018年の調査では通常学級のみ在籍者が55%、通常学級で通級を利用する者が10%、計65%と、通常学級の在籍者は年を追って減少している。

そのような新たな脱落者たちが現在取り得る進路の選択は限られている。少なくとも特別支援学級や特別支援学校に在籍することになれば、いずれかの障害区分の学級・学校に配置されることになる。文部科学省の「平成30年度特別支援教育資料」によれば、現在急増しているのは、特別支援学級では知的障害と情緒障害学級、特別支援学校では知的障害学校のみであり、新たな能力の脱落者はそのいずれかに属していると考えてよい。すなわち、IQ等の従来の能力とは全く異なる基準が、知的・情緒障害というインペアメントの判断基準に追加されたことになる。新たな能力の導入に伴う脱落者に「障害児」というラベルを貼ることによって、新しい冷却の場を用意することなく、障害児

教育という従来からある冷却システムを再活用する一石二鳥の仕組みができあがったのである。その仕組みは、最小限の労力でメリトクラティックなシステムのジレンマを隠蔽するのに好都合だったといえよう。

そのようにして急増した障害児の多くが、最終的に特別支援学校の高等部に進学している。全国LD親の会（2019）によれば、会員への2018年の調査で、中学レベルの特別支援学校の在籍者は2.2%にすぎないが、高校レベルになると18.1%と大きく上昇する。結果として知的障害特別支援学校では近年、軽度や手帳を持たない障害のある生徒の在籍が増加しており、2016年の全国特別支援学校知的障害校長会の愛媛大会において配布された情報交換資料によれば、2016年には2146室もの教室不足に陥っているのである。

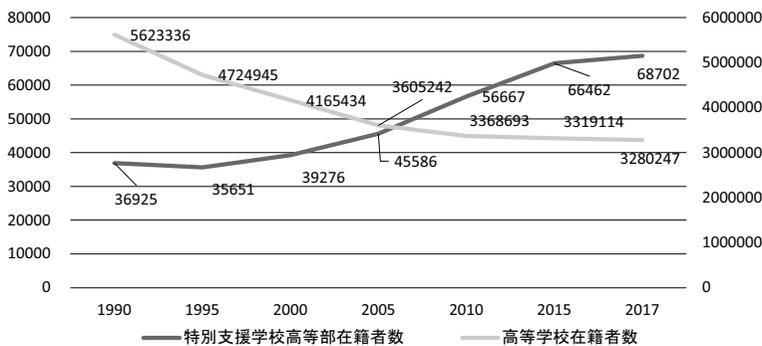
図2では、1990年以降の高校と障害児学校の高校レベルの在籍者数の推移を比較している。高校の在籍者数が減少の一途をたどっている一方、障害児学校の在籍者数は90年代後半から逆に上昇し続けている。これには高校進学率の推移が影響すると考えられるが、中学校から高等学校への進学率は1990年の94.7%から2018年の98.8%と、むしろ上昇しているため、高校の在籍者数減少は、就学対象年齢の子どもの相対的な減少と考えられる。一方、障害児学校への中学レベルから高校レベルへの進学率は、1990年に67.2%から2001年に90.1%と大幅な上昇が見られるため、90年代の在籍者数の増加については、進学率の上昇を無視できない。しかし、2018年の進学率は96.3%で、2000年代の上昇は高校進学率の上昇とそれほど変わらない緩やかな上昇のため、在籍者数の急増の要因とは考えにくい。

以上を踏まえれば、このように相対的な生徒数が減少している中で、障害児学校の在籍者のみが増加しているという対照的な減少こそ、特別支援教育が新たな脱落者の冷却を担い始めたことの証だと考えられるのである。

### C 新たな脱落者の再加熱に伴う幻想

では、前節で見た、急激に冷却された発達障害といわれる脱落者たちの再加熱はどうなっているのだろうか。それは、高い就職率という進路の可能性を提示することで可能となっている。前節で引用した全国特別支援学校知的障害校長会の資料によれば、特別支援学校では、高校レベルにおける職業訓練中心の専門学科の設置率が14.5%と進んでおり、高い就職率に寄与している。そのためか、全国LD親の会（2019）の2018年の調査によれば、在籍している高校を選んだ理由として最も多いのは、公立高校の在籍者では「本人が希望したから」（72%）なのに対し、特別支援学校を選んだ理由は「卒業後、働くことを考えたから」（47%）であった。つまり、特別支援学校への進学にあたっては、本人の希望よりも卒業後の就職が優先されているのである。確かに、文部科学省の「学校基本調査」令和元年度によれば、特別支援学校の高等部の卒業生の就職率は2019年に32.3%であり、全日制・定時制高校の卒業生の就職率17.7%と比較して高い数字となっている。

だが本当に、特別支援学校高等部はメリトクラティックな社会において有利な進路を保障するのであろうか。同調査によると、全日・定時制高校の卒業生の進路で最も多いのは「大学等進学率」で54.7%であ



出典：文部科学省「在学者数推移」（令和2年度）および「文部統計要覧」（平成30年）より筆者作成

図2 高等学校および障害児学校高等部の在籍者数推移の比較

る。特別支援学校高等部の卒業生の進学率は1.7%であり、特別支援学校に就学することで、障害種別に関わらず、メリトクラシーのトーナメント戦から外されていることは明らかである。一方、特別支援学校高等部の卒業生の6割以上の進路先は、進学でも就職でもなく、福祉施設というのが、同「学校基本調査」に現れた現実なのである。

それでもやはり、通常の選抜システムにしがみつくよりも、障害者として特別支援学校を選んだ方が、就職には有利なのではないかとする見解もあるかもしれない。確かに厚生労働省の障害者雇用統計の推移を見ると、障害者雇用は2007年以降、概して上り調子である。しかし、特別支援学校の高等部において、軽度の知的障害者や知的障害のない発達障害者が増加していることを踏まえれば、この企業就職率の拡大は、近年の特別支援学校の成果というよりも、これまでの一般就労の対象者が、障害者雇用の制度を利用して就職するようになったためだと考える方が自然である。さらに、上田(2011)の分析によれば、障害者の実質雇用率が上昇している時期には、一般雇用率はより大きく上昇しており、障害者雇用は一般雇用に比べて相対的に不利である。つまり障害者は企業就労においても、メリトクラティックなシステムの増幅効果によって、ますます厳しい状況に置かれているのである。

## 5章 結論と考察

以上見てきたように、教育における障害児の排除や不平等の問題は、現代のメリトクラティックな教育システムによる必然の産物であった。そして現在のメリトクラシーの再帰性の高まりに乗じて、「能力」の定義を広げ、冷却や再加熱の対象者を拡大し続けているのである。このままメリトクラシーの再帰性が高まり続けられれば、さらなる排除の拡大が続くことは間違いない。では、教育におけるメリトクラシーはなぜこのような排除の拡大を許しているのだろうか。

まず、既に議論し尽くされていることではあるが、機会の平等に関わるメリトクラシーの限界について指摘したい。メリトクラシーは世界中の教育システムにおいて採用されてきた確立したシステムである。しかし、葛藤理論が最初に指摘したように、そのシステムが機会の平等を担保できているとは言いがたい現状がある。社会的に不平等な立場に置かれてきたマイノリティは、メリトクラティックなシステムにおいても、その能力を充分発揮できるだけの機会を得られない。

社会的排除によって、その個人が持つ「能力」に関わりなく、教育システムにおける機会が剥奪されるためである。多くの障害児が、メリトクラティックなトーナメントへの参加の機会自体を早期に剥奪され、特別支援学校への就学へと誘導され、最終的に福祉施設へと入所していくことがいい例であろう。

次に、メリトクラシーの増幅効果の一部を担う学校組織文化と社会化過程の問題である。Rosenthal & Jacobson (1992) は、教師の期待が生徒の成果に与える影響の大きさを指摘している。トーナメントから脱落した子どもたちが、特別支援学校やその他の周縁的教育機関においてセカンドチャンスを得られたとしても、そうした学校組織の文化は、メリトクラティックなトーナメントに再び参加することを推進するものにはあり得ない。そのような学校において教師が期待するのは、安定した就職が安定した生活であろう。特別支援学校において、ほとんどの生徒が就職するか福祉施設に行くかのどちらかの経路をたどっていることは、特別支援学校の教師の期待に規定された社会化過程と無関係ではないと考えられるのである。

次に竹内(1995)が指摘したように、メリトクラシーは常にジレンマをはらんでおり、そのジレンマを解消するために、脱落者の格差を増幅しているという事実である。このジレンマに伴う冷却と再加熱が繰り返される限り、脱落者の不平等と、新たな脱落者の創出による排除は拡大し続ける。障害者雇用対策や特別支援教育の推進が、あたかも能力に関係なく平等を推進する営みのように見えることがあっても、それはあくまでメリトクラシーのジレンマを解消し、不満を抑えるための、冷却と再加熱のシステムに過ぎないということは本稿を通じて示した通りである。

そして最後に、能力主義としてのメリトクラシーそのものの問題である。メリトクラシーは、能力の違いに応じて生じる不平等は正当だと考える。それがたとえ個人の責任ではどうにも変えがたい属性による差異であったとしても、能力による階層化や序列をむしろ推進するシステムなのである。「能力」の定義の変容に乗じて、階層や序列のあり方が多少変容することはあり得るかもしれない。だが、メリトクラシーが「能力」による階層を容認する限り、その「能力」の定義において上昇移動が不可能な者を必ずつくり出す。知的障害や重度の障害者が通常の選抜の土俵に立つこともなく脱落者とされてきたことがそのことを何より証明しているのである。

竹内により日本におけるメリトクラシーの実態が明

らかにされてから数十年が経った。果たしてその後の日本社会の何が変わったのだろうか。日本の教育社会学は、社会階級に基づく社会移動のあり方に着目しながらも、近年になるまで、メリトクラシー社会における脱落者に着目することはなかった。近年になってようやく、メリトクラシー社会において完全に排除・周辺化されてきた、障害・貧困・外国にルーツのある者・被差別者等の、いわゆるメリトクラシーの脱落者に注目が集まるようになったことは進歩であるかもしれない。

しかしながらそのことは、決して日本の社会がマイノリティの包摂を志向し始めたことを示す根拠にはならない。特定の対象者の排除と包摂といった二元論的世界にマイノリティを押し込めている限り、マイノリティの排除や格差が解決に向かうことはないのである。マイノリティをめぐる問題が、マイノリティだけの問題ではなく、メリトクラシーが生み出すマクロな社会の問題であることが認知されなければ何も始まらない。そうして初めて、メリトクラシーが構築してきた社会の不平等性が暴露され、メリトクラシーそのものを問い直していくことができるのである。

#### 〈注〉

- 1) 障害による不平等が、社会構造の不平等性の構築物であるとする、障害の社会モデルに基づいた障害の捉え方である。障害は個人の能力の欠如であるとしてきた個人モデルを批判し、特にイギリスの障害学において主張された (Goodley 2017)。
- 2) 2007年を機に、盲・ろう・養護学校が特別支援学校、特殊学級が特別支援学級と改称されたため、本稿でこれらの学校を特定の年代に限定せずに総称する場合には、障害児学校、障害児学級と称した。

#### 〈参考文献〉

- 荒川智 2003.「権利としての障害児教育の展開と課題」中村満紀男・荒川智編『障害児教育の歴史』明石書店, pp.141-54.
- Bourdieu, P. and Passeron, J.C. 1970. *La reproduction* (= 宮島喬訳 1991.『再生産』藤原書店).
- Goldthorpe, J.H. 1996. "Problems of 'Meritocracy'", R. Erikson and J. Jonsson (eds.), *Can Education be Equalized? The Swedish Case in Comparative Perspective*. Westview Press, pp. 255-287. (=小内透訳 2004.「メリトクラシー」の諸問題」住田正樹・秋永雄一・吉本圭一編訳『教育社会学』九州大学出版会, pp.533-562).
- Goodley, D. 2017. *Disability Studies*, 2nd ed. Sage.
- 本田由紀 2005.『多元化する「能力」と日本社会』NTT出版.
- 堀家由紀代 2010.「障害のある子どもは“特別”な存在か」若槻健・西田芳正編『教育社会学への招待』大阪大学出版会, pp.110-123.

- 倉石一郎 2012.「包摂／排除論からよみとく日本のマイノリティ教育」稲垣恭子編『教育における包摂と排除』明石書店, pp.101-136.
- 宮崎隆太郎 2004.『増やされる障害児』明石書店.
- 中村高康 2018.『暴走する能力主義』筑摩書房.
- Rosenbaum, J. 1976. *Making Inequality*. Wiley.
- Rosenthal, R. and Jacobson, L. 1992. *Pygmalion in the classroom*. Irvington Publishers.
- 酒井朗 2015.「教育における排除と包摂」『教育社会学研究』第96号, pp.5-24.
- 澤田誠二 2002.「養護学校における『能力』と『平等』」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第42号, pp.139-147.
- 高向豊 1984.「重度心身障害児の共同教育」清水寛編『共同教育と統合教育の実践』青本書店, pp.170-211.
- 竹内洋 1995.『日本のメリトクラシー』東京大学出版会.
- 鶴田真紀 2007.「〈障害児であること〉の相互行為形式」『教育社会学研究』第80号, pp.269-289.
- 上田早記子 2011.「雇用政策と障害者(2)」『四天王寺大学大学院研究論集』(6), pp.37-49.
- 山下栄一 1986.「障害児の普通学級就学運動——その経過と意義をめぐって」『研究双書』第60集, pp.58-96.
- 全国訪問教育研究会 2010.『訪問教育の現状と課題VI』福岡教育大学.
- 全国LD親の会 2019.『LD等の発達障害がある高校生の実態調査報告書Ⅲ』全国LD親の会.

